

紹介手数料の返金

採用決定者が、自己都合による退職または採用企業の就業規則に基づき解雇に至った場合は、紹介手数料のうち、次の金額を依頼者に返金致します。

稼働開始日より30日未満に退社等をした場合:紹介手数料の80%を返還する。

稼働開始日より60日未満に退社等をした場合:紹介手数料の50%を返還する。

※紹介手数料の返金は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

有料職業紹介事業許可番号:13-ユ-318885

株式会社SUPER CAREER

〒154-0017

東京都世田谷区世田谷4丁目8番7号 世田谷レーベル207号室